平成28年 第18回 教育委員会臨時会会議録

平成28年7月26日(火)港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2451号 平成28年第18回臨時会

日	時	平成28年7月26日(火)	午前10時15分				開会				
場	所	教育委員会室									
「出席委員」			委	ļ	₫	長		小	島	洋	祐
			委			員		澤		孝-	一郎
			委			員		田	谷	克	裕
			委			員		薩	田	知	子
			教	官	育	長		小	池	眞喜	手
门記	説明の	ため出席した事務局職員」	次			長		益	П	清	美
			庶	務	課	長		佐	藤	雅	志
			教育政策担当課長					Щ	田	康	友
			学	務	課	長		新	井	樹	夫
				と を と と と と と と と と と と と と と と と と と と	担当	課長		奥	津	英-	一郎
				で 整備	担当	課長		瀧	澤	真	_
				[学習	推進	課長		横	尾 恵理子		
			図書	・文	化財	課長		Щ	越	恒	慶
			指	導	室	長		渡	辺	裕	之
「킡	言言	3]	庶彥	务課点	法務任	系長		佐	京	良	江
			庶	簩 課	庶務	客係		齌	藤	和	彦

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 小学校での国際学級の拡大及び中学校での英語教育の充実について
- 2 子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定(一号認定)の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則について
- 3 港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 4 港区立図書館の開館時間延長について
- 5 港区立幼稚園教育職員の人事について(非公開)

日程第2 協議事項

- 1 議席の決定について
- 2 港区教育委員会委員長職務代理者の選任について

3 平成28年度港区指定文化財の諮問について(非公開)

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成28年第2回港区議会定例会の質問について
- 2 東町小学校国際学級の運営方法の見直しについて
- 3 港区スポーツ推進委員の委嘱について
- 4 平成28年度港区学力調査結果について
- 5 生涯学習推進課の8月事業予定について
- 6 図書館・郷土資料館の8月行事予定について
- 7 8月指導室事業予定について

「開会」

○教育長 皆さん、おはようございます。教育委員会の開会に先立ちまして、ご報告をいたします。本日、平成28年7月26日付で、田谷克裕委員と薩田知子委員が教育委員に就任されました。お 二方はそれぞれ、綱川智久委員、永山幸江委員の後任として新たに任命されました。港区教育委員会は、本日から新たな体制でスタートいたしますので、教育委員の皆様、改めましてご挨拶をお願いしたいと思います。では、小島委員長から順にお願いいたします。

〇小島委員長 委員長を務めさせていただいています小島です。新しいお2人の委員の新鮮なご意見をいただいて、港区の子どもたち、港区民の皆様方のための教育行政をしっかりとやっていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○澤委員 平成13年度に私が教育委員になった当時は、港区の人口も減少していて、小学校の統 廃合というような流れの中にありました。近頃では港区の人口も増えてきて、幼稚園の3年保育も 随分定着し、武井区長の教育の港区という政策が、一歩一歩確実に進展していると感じています。 これからは田谷委員や薩田委員の若い発想で、一層、教育の港区を推し進めていただければと期待 しています。

○田谷委員 この歳で若いと言われると非常に恥ずかしいのですが、少なくとも小島委員や澤委員よりは若いと思っております。田谷でございます、よろしくお願いいたします。小中学校のPTAの活動を長い間やらせていただきまして、東京都のPTAにも出向して色々勉強させていただきました。そういった経験を生かし、港区の子どもたちのために役に立つことができたらと思っています。至らないところは諸先輩方に習いましてやっていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いたします。

○薩田委員 初めまして、薩田知子です。よろしくお願いいたします。私は小学5年生の娘がおります。今年高校1年生になりました息子も御成門小学校、中学校で過ごさせていただきました。港 区は色々な意味でありがたく、楽しく過ごさせていただいております。

4月から息子が都立高校に入学し、港区以外にお住いのお母様方とお話しする機会も増え、とて も新鮮に思っております。そういった区外の保護者の方の意見などの情報も入れていきたいと思っ ております。よろしくお願いいたします。

〇教育長 では最後に、私からもご挨拶申し上げます。

本日、お2人の新委員にお入りいただいて、超ベテランの小島委員長、澤委員と、非常に絶妙なバランスといいますか、構成になったと思います。先程、区長からのお話にもありましたように、人口が増加する中で子どもの数が大変に増えており、子どもの教育環境の整備ということも待ったなしの課題であります。こうしたことにもきちんと対応をしていくとともに、これまで以上に港区らしい質の高い学校教育の充実を図っていかなければなりません。また社会教育の場面でも、2020年東京オリンピックに向けて機運の醸成、あるいは区民のスポーツに関する関心も非常に高まってくる中で、どうスポーツ行政を進めていくかということも、大変大きな課題になっていると思います。

また、新郷土資料館が平成29年に竣工します。新教育センター、あるいは新三田図書館と、計画されている施設整備もたくさんあり、課題は山積です。いつの時代でも課題はありますが、教育委員の皆様方と、これから紹介いたします事務局の職員とが一体となり、港区の教育行政をさらに前に進めていくように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、当委員会の説明員である教育委員会事務局幹部職員の紹介を、益口教育委員会事務局 次長からお願いいたします。

- ○次長 教育委員会事務局次長の益口でございます。どうかよろしくお願いいたします。 それでは、当委員会の説明員である教育委員会事務局幹部職員を順にご紹介いたします。 佐藤雅志庶務課長です。
- **○庶務課長** よろしくお願いいたします。
- **〇次長** 山田康友教育政策担当課長です。
- ○教育政策担当課長 よろしくお願いいたします。
- **〇次長** 新井樹夫学務課長です。
- **〇学務課長** よろしくお願いいたします。
- ○次長 奥津英一郎学校施設担当課長です。
- **〇学校施設担当課長** よろしくお願いいたします。
- **〇次長** 瀧澤真一学校整備担当課長です。
- **〇学校整備担当課長** よろしくお願いいたします。
- **〇次長** 渡辺裕之指導室長です。
- **〇指導室長** どうぞよろしくお願いいたします。
- ○次長 山越恒慶図書・文化財課長です。
- ○図書・文化財課長 よろしくお願いいたします。
- **〇次長** 横尾恵理子生涯学習推進課長です。
- **〇生涯学習推進課長** よろしくお願いいたします。
- **〇次長** 以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。
- **〇教育長** それでは、小島委員長、教育委員会の開会をよろしくお願いいたします。
- **〇小島委員長** それでは、皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから、平成28年第18回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時15分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 日程に入ります。

本日の署名委員は小池教育長にお願いいたします。

日程第2 協議事項

- 1 議席の決定について
- 2 港区教育委員会委員長職務代理者の選任について

〇小島委員長 本日は新しいメンバーも加わり、初めての教育委員会となりますので、まず議席を決定する必要があります。また綱川委員の退任により、委員長職務代理者が欠員になりましたので、後任の委員長職務代理者を選任する必要があります。

したがいまして、日程を変更して、日程第2、協議事項、「議席の決定について」と「港区教育委員会委員長職務代理者の選任について」を先に行いたいと思います。次に前回からの継続審議となります、議案第46号「小学校での国際学級の拡大及び中学校での英語教育の充実について」にかかわる案件として、日程第3、教育長報告事項の2「東町小学校国際学級の運営方法の見直しについて」の報告を受け、その後、日程を戻しまして、日程第1、審議事項から順に行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

- ○小島委員長 それでは、日程を変更しまして、日程第2、協議事項に入ります。「議席の決定について」を議題とします。港区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、くじをもって議席を決めさせていただきます。田谷委員、薩田委員にくじを引いていただきまして議席番号を決定いたしますので、よろしくお願いいたします。
- ○庶務係 田谷委員、1番です。薩田委員、5番です。
- **〇小島委員長** それでは、くじのとおり議席を決定いたしました。 1 番と 5 番ですので、そのままで結構でございます。

続きまして、「港区教育委員会委員長職務代理者の選任について」を議題といたします。選任方法 については、指名推薦の方法を用いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

- **〇小島委員長** それでは、ご異議なきものと認め、職務代理者の選任につきましては指名推薦の方法で行うことといたします。どなたかご推薦をお願いいたします。
- ○教育長 今日、お2人が新たに教育委員に任命されたということもございますので、ここは経験 豊富な澤委員に職務代理をお願いしたいと思います。
- **〇小島委員長** ただいま小池教育長から澤委員の推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、異議がございませんので、教育委員長職務代理者として澤委員が選任されました。では澤委員、よろしくお願いいたします。

日程第3 教育長報告事項

- 2 東町小学校国際学級の運営方法の見直しについて
- **〇小島委員長** それでは、日程第3、教育長報告事項の「2 東町小学校国際学級の運営方法の見直しについて」を議題といたします。説明をお願いいたします。
- **〇教育政策担当課長** 教育委員会資料ナンバー3をご参照ください。東町小学校国際学級の運営方

法の見直しにつきまして、前回の教育委員会でいただいたご意見を踏まえまして、修正したものの 報告でございます。

主に修正したところの説明をさせていただきます。初めに資料の1ページにございます国際学級の概要について簡単にご説明させていただきます。

国際学級の目的は、大きく三つございます。

まず、外国人児童の教育の機会の多様化ということで、外国籍の子どもへの教育の機会の提供が 第1の目的となっております。

第2に、日本人児童が英語に触れる機会を充実させていくということでございます。

第3に、外国人児童と日本人児童の双方にとって、国際理解教育を進める場となり、一層の推進 を目指すところでございます。

対象者、実施場所、受入児童数、現在の東町小学校の国際学級の状況は、図表 1 等をご参照いた だければと思います。

初めに、現在の運営方法について簡単に説明させていただきます。お手元の資料、別紙1をご参照ください。現在の運営方法ですが、全ての学級に外国籍の児童を対象としたESC(English Support Course)を設置しまして、ESC講師を1人ずつ配置しております。

- (1) にございます学級活動などの基本的な学校生活と、理科・音楽・図工などの実技系の授業につきましては、図のように各学級で日本人児童とESCの児童が一緒に、学級担任とESC講師による指導を受けます。
- (2) にございます国語・算数・社会といった主要科目につきましては、ESC児童は日本人児童とは別室で、ESC講師の英語による授業を受けます。現在、ESC児童2人に対して、ESC講師1人を配置しております。

続きまして、見直し後の内容についてご説明させていただきます。

別紙2をご参照ください。この件につきましては前回のご意見を参考に、外国籍児童の受け入れ のためにはどのような方法がよいかという視点で修正した内容でございます。

平成29年度の1年生から、学級ごとではなく学年にESC講師を1名配置いたします。今現在 の在校生については、これまでと同様の形で運営を行います。

ESC児童は全員が一つの学級、1年1組に日本人児童と一緒に在籍して基本的な学校生活を過ごします。理科・音楽・図工といった実技系の授業は、学級担任とESC講師の2人による指導を受けます。国語・算数・社会といった主要科目は、ESCの児童は日本人児童とは別室でESC講師による英語の授業を受けます。

1年1組以外の学級にはESC児童、外国籍の児童はおりません。そこで毎年のクラス替えの際に、どの日本人児童も小学校6年間で少なくとも1回は、ESC児童と同じ学級となるように工夫してまいります。また、学年集会や運動会、学習発表会など学年全体での活動を通じまして、ESC児童と日本人児童全員との交流が図れるように工夫をしてまいります。

この見直しの方法につきましては、今後、学校長、指導室とも連携をとりながら、保護者会、説

明会等で十分に説明をしていきながらやってまいりたいと思っております。

甚だ簡単ではございますが、修正事項を中心に説明させていただきました。

〇小島委員長 ただいま、前回の案から修正された部分を中心に説明をいただきましたが、何か質問はございますか。

○澤委員 児童数の減少で存続が危ぶまれていた東町小学校に、93人もの1年生が入学してきたということは、とても喜ばしいことなのですが、国際学級と言うには日本人が多すぎるのではないかと思います。国際学級としてアピールするならば、日本人児童とESC児童のバランスをある程度決めておかないと、国際学級なのに日本人ばかりだと言われかねません。南山小学校にも国際学級を開設するこの機会に検討してはどうでしょうか。

○小島委員長 新しいお二方はご存じないのですが、前回、かなり突っ込んだ議論をいたしました。 その中の一つとして、講師にかかる費用を軽減するために、ESC児童を一つにし、日本人児童 と共に学ぶ授業を1学期、2学期、3学期ごとにクラスを移動させて、日本人児童にとって平等に なるようにしましょうという案がでました。しかし、そうすると、ESC児童が学期ごとに違うク ラスで新しい子どもたちと接することになり、ストレスになるのではないかという危惧が出て、ま だ議論が必要だということで継続になりました。

今回、ESC児童は1年間同じクラスに固定し、そのかわり日本人児童にとって、6年間に少なくとも1回はESC児童と同じクラスになるように、クラス替えで配慮する。また、学年全体の集会や運動会、学習発表会その他で交流できるようにという配慮するということで、ESC児童を1年間一つのクラスに固定すると変更したものです。

それでは、前回の審議も踏まえて、今回の質疑はこの程度でよろしいでしょうか。

日程第1 審議事項

- 1 議案第46号 小学校での国際学級の拡大及び中学校での英語教育の充実について
- ○小島委員長 よろしければ、続いて日程第1、審議事項に入ります。継続案件となっております 議案第46号「小学校での国際学級の拡大及び中学校での英語教育の充実について」の説明をお願いたします。
- **〇教育政策担当課長** 本案件につきましては継続審議ということで、特に修正させていただいたところを中心に、2件の提案について、説明させていただきます。

教育委員会議案資料ナンバー1、議案第46号でございます。

まず小学校におきましては、平成24年度に東町小学校に開設しました国際学級を、来年の4月から南山小学校の1年生に開設いたします。

中学校におきましては、国際学級を卒業した生徒の受け皿として、また、国籍を問わず英語能力 の高い生徒がさらに英語能力の向上を目指す場として、平成29年4月に六本木中学校の英語科国 際の授業に「(仮称) ネイティブ・コース」を設置いたします。

この2件につきまして、ご審議をお願いします。

議案資料ナンバー1の別紙1をご覧ください。南山小学校で来年度の1年生に開設する国際学級の運営方法ですが、先程、報告事項で説明させていただきました、東町小学校での見直し後の運営方法と同様のやり方で開設いたします。

学級数は現在のところ、推計により 2 学級の見込みで、国際学級の講師、ESCの講師は学年に 1 人を配置する予定です。

外国籍の児童は1年1組に在籍し、基本的な学校生活を送ります。国語・算数・社会といった主要科目は、日本人児童とは別室で、ESC講師から授業を受けます。別紙1(2)の赤い部分です。 ESC児童10名を想定しており、専門の講師1名が英語で授業を行うと考えております。

クラス編成につきましては、1学年2クラスであれば、6年間のうちに、一度は外国籍の児童の子と一緒のクラスになるように工夫してまいります。学年全体での活動で、日本人とESCの児童との交流を図っていくということは、先程の説明内容と同じでございます。

甚だ簡単ではございますが、前回から修正させていただきました内容につきまして、説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

- **〇小島委員長** この議案につきましては、先程、東町小学校の国際学級の見直しと同様の内容になります。その点が前回の審議と今回で変わった点ですが、何かご質問等はございますか。
- **○澤委員** 2ページの2南山小学校での国際学級の拡大についての(1)アの入級希望者数の増加のところに、ESC児童が年々増加していると書いてありますが、年々増加しているというのはESCの子どもが入れる学年が増えているから児童数も増えているわけで、各学年のESCの児童が増えているわけではないですよね。
- **〇教育政策担当課長** 国際学級を実施しました平成24年当時から比べますと、11名から30名 以上増えているということで、増えていると記載をさせていただきました。
- ○澤委員 しかし学年で見ると、ESCの6年生は7名で1年生は6名なのだから、年々入学者が増えているとは言えません。一方日本人児童は、6年は31名ですが1年生は90名近くまで増えています。前回も言いましたが、南山小学校に開設した場合、国際学級ということで、南山小学校への入学を希望する日本人児童は増えるかもしれませんが、ESCの児童がどのくらい来てくれるのかということが心配です。学務課長はきちんとPRしていくとおっしゃいましたが、その辺をしっかりやっていただく必要があると思います。
- ○小島委員長 国際学級については、教育委員会も、保護者の皆さんも非常に期待が大きかったので、その分澤委員がおっしゃるように、実際やってみるといろいろな問題が出てきたわけですが、これを一つ一つ全部やっていくのは困難です。南山小学校もこういう方向でやりましょうということで始めますが、ずっとそれをやっていくというのではなく、当初からの国際学級の目的から考えて、制度も少しずついい方向に改善していくということで、やっていけばいいのではないかと思います。
- **〇澤委員** 東町小学校の児童数が増えたことはありがたいことですが、日本人児童が増えることにより、ESC児童とのバランスが悪くなってしまいました。その問題を解消するという意味では、

南山小学校に開設するという考えは結構だと思います。

- **〇小島委員長** それでは、南山小学校に国際学級を開設するということと、六本木中学校の英語科 国際の授業に、英語教育を充実させるという目的で「(仮称) ネイティブ・コース」を設置するとい う2件について、原案どおり可決するということでよろしいでしょうか。
- ○澤委員 新しい委員の方はいかがですか。
- **〇小島委員長** ご意見があればどうぞ。よろしいですか。

(なし)

〇小島委員長 それでは、採決に入ります。議案第46号については原案どおり可決することにご 異議ございませんか。

(異議なし)

- **〇小島委員長** 異議がないようですので、議案第46号については原案どおり可決することと決定いたしました。
 - 2 議案第48号 子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が 徴収する教育標準時間認定(一号認定)の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則に ついて
- **〇小島委員長** 続きまして、議案第48号、「子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定(一号認定)の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いいたします。
- **○庶務課長** それでは、議案第48号、「子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及 び認定こども園が徴収する教育標準時間認定(一号認定)の利用者負担額に関する規則の一部を改 正する規則について」でございます。

議案の説明に入る前に、まず子ども・子育て支援新制度について、ご説明させていただきたいと 思います。

子ども・子育て支援の新制度は、待機児童の解消のための保育の受け入れの拡大、また質の高い 幼児期の教育、保育の提供、さらに子育て相談や一時預かりなど地域の子育ての充実など、量と質 の面から子育てをより一層支援するために、平成27年4月から本格的にスタートしております。

港区では、それ以前から取り組んでいるところではございますけれども、保育園や学童クラブの受け入れの拡大、また教育委員会におきましても区立幼稚園での3歳児の定員の拡大、また通常の保育の後に行っております子育てサポート保育の拡大に努めているところでございます。この新制度をスタートするに当たりまして、新たに法律が制定されており、これが子ども・子育て支援法ということでございます。

この法律では、幼稚園や保育園などの利用を希望する場合、施設の利用を希望している方を三つの区分で認定をするということが決まっております。具体的には、3歳以上で幼稚園での教育を希望する場合は1号認定。同様に3歳以上で保育園での保育を希望する場合は2号認定。また、3歳

未満で保育園などでの保育を希望する場合は3号認定ということで、申請に基づいて、お住まいの 区市町村が認定することとなっております。

今回、議案になりました規則の名称にございます「(1号認定)」というのは、先程申し上げました幼稚園を希望する方を対象にしているということですので、ここでは私立幼稚園や認定こども園での教育を受ける方に適用する規則ということになります。

また「利用者負担額」とは、保護者が施設に支払う保育料のことでございます。この利用者負担額は世帯の所得状況や、その他の事情を勘案し、国が一定の水準を定めて示したものを限度として区市町村が定めると決まってございます。

それでは、本日の議案についてご説明いたします。

現在、港区内には14の私立幼稚園がございます。しかし、今年度におきましても、全て従来どおりの幼稚園となっており、新制度への移行はしていないということでございますので、区内の私立幼稚園に通われている場合は、この規則を適用するということはございません。各園が独自で決めている保育料を徴収しているという実態でございます。

しかしながら、港区以外で、まだ数は多くはございませんが、新制度に移行した私立幼稚園や、 新たに認定こども園になった施設があり、そういったところに通われている方に対しては、この規 則を適用しているということでございます。

それでは、内容について順次ご説明をいたします。議案資料ナンバー2の10ページをご覧ください。これは現行の規則の例でございます。先程申し上げました保育料については、世帯の経済状況などに応じて定めるということになっており、この表のとおり、生活保護世帯から、区民税の所得割課税額に応じてこのような設定になっているということです。経済的な困窮度が高い方については無料で、あとは各所得階層に応じて減額の措置をする規程となってございます。

また右側「第2子以降の幼児」とありますのは、これは国で進めております多子世帯家庭の負担 を軽減しようというもので、第2子以降の保育料は半額ということで設定をしております。

国では、段階的に幼児教育の無償化を目指すという方針のもと、少しずつこの範囲を広げてきているところでございます。港区も国が示しているこの水準に応じて、区として規則によって、保育料を無料にしたり半額にしたりしているということでございます。国と同水準の規定としております。

12ページをご覧ください。今回の改正する概要となってございます。国では無償化を段階的に拡大していくという方針のもと、本年4月に子ども・子育て支援法の施行令、その一部を改正する政令を施行してございます。これにつきましては、特に所得の低い世帯ということで、年収約360万円。家庭によっては違いはございますが、区民税の額として年額7万7,101円未満の世帯で、多子世帯及びひとり親世帯等、こういった世帯の負担の軽減をさらに進めるということを、法律改正でしておりまして、区もこれに合わせてさらなる負担軽減を図るということでございます。

具体的には、この資料の中程の事例を用いてご説明をしたいと思います。一番上のお子さんが4年生で幼稚園の年長と年少の3人のお子さんがいらっしゃる世帯という例でございます。

これまでは保育料を決める上での第1子目のお子さんは小学校3年生までという決まりがありました。ですからこの4年生のお子さんは、計算上の第1子という認定がされないため、実際は2番目のお子さんが第1子となり、第1子は全額徴収、その下の3番目のお子さんは、計算上第2子ということで半額徴収という状態になっておりました。

これが今回の見直しにより、第1子の計算の対象とする年齢制限を撤廃しましたので、4年生の お子さんが第1子、2番目のお子さんが第2子ということで半額、3番目のお子さんは第3子なの で無料となり、負担額軽減の範囲を拡大するということでございます。

また、区民税の額が7万7, 101円未満で、ひとり親世帯の場合。こちらついてはさらに負担 軽減を図るということになってございます。「ひとり親世帯等」という言い方をしていますけれども、 この「等」というのは身体障害者手帳や、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方などを含 むという意味の「等」でございます。ひとり親世帯に対しては、さらなる負担軽減ということで、 ひとり親世帯等の場合は第2子から無料になります。

事例を用いて説明しましたが、低所得以下の方について、さらなる負担軽減を図るというのが今 回の制度の改正でございます。

資料は1ページから改正規則の案文がついておりまして、6ページから新旧対照表、現行の規則と改正案の規則が載っておりますので、ご覧いただければと思います。この規則の施行は公布の日としておりますが、平成28年4月から在園している方、利用者に適用するというところは付則で明記させておりますので、本年度4月から在園している全ての方に適用できるということでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの庶務課長の説明ですが、何かご質問ございますか。ご説明のように子ども・子育てにつき、少子化で日本の行く末が非常に心配される中、子育て支援ということは極めて大事な話で、保護者の負担軽減は非常に良い制度だと思うのですが、具体的な適用の内容が分かりづらいですね。

例えば、区立幼稚園に通っているお子さんの保育料については、この子ども・子育て支援法に基づいた計算によって保育料が設定されているのかということと、区立幼稚園のお子さんの保育料は決まっているのですが、先程、庶務課長が説明したような事例においては、区立幼稚園でもこれに該当するお子さんの保育料は半額、無料となっていくのですか。

- **○庶務課長** ただいまの説明は、あくまでも私立幼稚園に該当する部分の規定でございます。これ 以外に、次の議案において区立幼稚園のことをご審議いただきます。
- **〇小島委員長** 私立幼稚園の保育料を港区教育委員会が定めるという点についても、何となく釈然 としないのですが、子ども・子育て支援法で決まっているから区が決めるということですか。
- **○庶務課長** 非常に分かりづらいのですが、新制度の、私立幼稚園の運営経費というものは公定価格ということで総枠が決まりまして、そのうちの利用者負担額が、保護者が払う保育料になります。 公定価格の全体と利用者負担額を引いた残りが、施設型給付費と言っている部分なのですが、それ

は公的な補助金で、これらの経費で私立幼稚園は運営しているという仕組みになっておりますので、 その全体の中の利用者負担額の部分については行政が定める必要があるということでございます。

〇小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。先程も言いましたように、子ども・子育てのために保育料を減額していただけるということで、大変ありがたいことだと思います。質問はよろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第48号については原案どおり可決ということにご異議ございませんか。

(異議なし)

- **〇小島委員長** ご異議ないようですので、議案第48号については、原案どおり可決ということに 決定いたしました。
- 3 議案第49号 港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について 〇小島委員長 続きまして、議案第49号「港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を 改正する規則について」、ご説明をお願いいたします。
- **〇学務課長** それでは、ただいまの議題となりました議案第49号「港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、ご説明をさせていただきます。

初めに、議案資料ナンバー3の8ページに参考資料がございますのでご覧ください。今回、第2回定例会でも条例改正の内容を、簡単にご説明させていただきます。

最初に今回の条例改正の理由でございますけれども、平成28年4月に国の子ども・子育て支援 法施行令の一部が改正されて、年収約360万円未満の多子世帯とひとり親世帯等の保育料の負担 が軽減されたことが理由でございます。区民税で申しますと7万7,101円未満の世帯でござい ます。基本的には先程の私立幼稚園の場合と同じ考え方でございます。

先程のご質問にもございましたけれども、国はこの施行令の第4条の中に幼稚園の保育料の上限 だけを定めておりまして、それを超えない限りは区が独自に定めることができる。区立幼稚園につ いても第2回定例会の中で条例を改正し、その保育料を定めるということでございます。

ですから、区の規則については保育料を定めているのではなく、それにかかわる色々なものが変わりますので、その修正をしていくということになろうかというところでございます。国はその上限を定めており、今回の改正で一部の世帯は保育料が減額あるいは無料になります。そのため区の保育料が上限である国の保育料を一部上回ることになってしまいますので、それで第2回定例会で改正をさせていただいたということでございます。

それでは8ページの1「改正理由」のところをご覧いただけますでしょうか。国は多子計算にかかる年齢制限を撤廃しまして、保護者と生計が同一の子や孫であれば年齢にかかわらず多子計算の対象とし、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料としております。またひとり親世帯については第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無料としております。

次に、2「改正内容」をご覧ください。区は平成27年4月に保育料を大きく改正し、その際に

多子世帯の負担軽減の考え方を拡大して、小学校3年生以下の兄・姉がいる第2子以降の幼児の保育料を、所得にかかわらず無料とするなど、これまで国の基準以上に負担軽減をしておりましたが、今回はさらに国と同様の改正を行い、特に年収360万円未満はそれを加えるという形で、今までの区の施策である第2子無料という考え方に加えて、さらに保護者の負担を軽減するために条例を改正することといたしました。

それでは、条例改正に伴う今回の施行規則の改正についての説明をさせていただきます。こちら が本題となります。

7ページをご覧ください。施行規則の改正の概要でございます。 2 「改正内容」のところをご覧ください。(1)「保育料無料化の特例条件を規定するための規定を整備します」と書いてございます。条例改正に伴い、第1子の要件を定めたものでございます。内容については全く変えてございませんが、条例改正の影響で文言の表現を変えております。この後、対照表でご説明させていただきます。

次に(2)でございますが、こちらは、「区市町村民税額の変更に伴う保育料の額の変更について 条件を規定します」と書いてございます。ここでは税額は修正申告とありますけれども、過去にさ かのぼって変わった場合、保育料額についてもさかのぼって変更するということを規定した部分で ございます。このことについて、今まで明確ではありませんでしたが、今回、税額に変更があれば 保育料も過去にさかのぼって変更するということを明確にさせていただきました。

次に3の「施行日」でございます。両方とも施行日は公布の日ですが、(1)については、その適用を、子ども・子育て支援法の施行令の改正に合わせて、平成28年4月分以後の保育料についてということとしてございます。ただし(2)につきましては、その適用を子ども・子育て支援制度が始まった、平成27年4月からとしております。今は入園料というものはございませんが、それ以前は入園料を徴収するなど、そもそも保育料の考え方が現在とは異なっておりましたので、それ以前の保育料の変更の遡及は難しいということでございます。

次に3ページの新旧対照表の方をご覧いただけますでしょうか。上は改正案となっておりまして、 下は現行でございます。線を引いた部分が今回書き加えられた、あるいは変更した部分でございま す。

右から9行目、第7項をご覧ください。先程申し上げました、区市町村民税額の変更に伴う保育料額の変更について書いてございます。この変更については、区市町村民税額の変更に係る年度に遡って行うということにしてございます。過去に遡ってカウントすることを明記しております。なお、区民税額の変更というのは過去5年を限度としております。

またその左、第8項ですが、これは世帯状況の変更、子どもの数が増減した場合等でございます。 申し出がなされた月の翌月分から保育料額を変更することを定めております。

次に4ページをご覧ください。下の欄の右、第5条と書いてあるところをご覧いただけますでしょうか。ここは昨年度までの区の制度の所得にかかわらず第2子無料と規定した部分の、その第1子の要件を定めた部分でございます。例えば第1子が保育所に入っている場合、公立、あるいは私

立の幼稚園に入っている場合、また認定こども園に入っている場合、小規模保育事業を受けている場合等といったことが書いてあります。それらを第1子と見て、第2子以降は無料としますという規定になってございます。

改正前の条例では、この第1子の表現を、「その他これらに準じる幼児」と書いてあります。改正 後の条例では「最年長の子ども」と表現しておりますので、この表現の違いに伴って、今回、施行 規則の文言を変更させていただいております。

また、改正前の条例では、この規定というのは別表備考欄の3というところに記載されておりましたけれども、改正後では、本文のただし書きの中に記載されておりますので、その違いも文言の変更にあらわれております。これについては第1子の要件を定めた、その内容は全く変わっておりません。文言の変更でございます。

説明の方は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

〇小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。これも先程の私立幼稚園その他の場合と同じように、区立幼稚園の場合の適用の規則の改正ということですが、趣旨としてはおおよそ同じということでよろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第49号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇小島委員長 ご異議ないようですので、議案第49号については、原案どおり可決ということと 決定いたしました。

4 議案第50号 港区立図書館の開館時間延長について

〇小島委員長 次に、議案第50号「港区立図書館の開館時間延長について」、説明をお願いいたします。

〇図書・文化財課長 それでは審議事項4議案第50号「港区立図書館の開館時間延長について」 につきまして、ご説明をさせていただきます。教育委員会議案資料ナンバー4、1ページをご覧く ださい。

まず1「背景と経緯」でございます。平成9年に日曜開館を開始。その際、開館時間につきましては、火曜日から金曜日までは午前9時から午後8時、そして土曜日・日曜日につきましては午前9時から午後5時までを開館時間としておりました。

平成17年、祝日開館を開始いたしました。祝日の開館時間は土曜日、日曜日と同様に、午前9時から午後5時ということでした。平成21年4月からは、月曜日の開館も開始し、現在に至っているという状況でございます。

(2)「開館時間延長の背景」でございます。図書館の開館時間延長につきましては、これまで区 民や区議会からの要望をいただいておりまして、平成26年度に策定いたしました「港区立図書館 サービス推進計画」という6年間の計画の中で、区民や在勤者の利用者のニーズに応じた、効果的・ 効率的な開館日及び開館時間の拡大を図るということを決めておりました。また本年3月に実施いたしました「港区の図書館サービスに関するアンケート調査」の実施結果の中にも、区立図書館がもっと魅力的な施設となるためのサービスとして、開館時間の延長を求める声があり、土曜日の開館時間の延長を望む声が最も多く、全体の4割を占めていたという状況がございます。さらに平成28年1月から6月までの平均来館者数を見ますと、平日は全体で1日当たり1,022人、土曜日が808人ということで、土曜日が平日の約8割という状況でございます。麻布、高輪、港南図書館につきましては、土曜日の来館者数が平日を上回っているというような状況でございます。

参考資料1をご覧いただきたいと思います。こちら、本年の3月14日から31日まで来館者を対象に行ったアンケート調査の集計結果で、1,390名の方からご回答いただいております。下の図表に、「開館時間を延長する」ということでの自由記入欄ということで、土曜日、日曜日、祝日、平日についての希望する開館時間の回答がこちらになっております。一番上の土曜日というところが、全体として76名ということで最も多いということでございます。

また一つ上の、「港区立図書館がもっと魅力的な施設になるためには」ということで、こちらは複数回答になりますが、開館時間の延長というお答えをいただいているという状況でございます。

次に、参考資料2をご覧ください。こちらは先程ご説明をいたしましました、他区の区立図書館の閉館時間を表にしたものでございます。土曜日につきましては23区の中で14区が20時に閉館時間を設定しております。日曜日、祝日につきましては、港区と同様に、10区が17時に閉館ということで、ここが23区の中では最も多いという形にはなっております。「背景と経緯」につきましては以上でございます。

続きまして、議案資料ナンバー4の2ページをご覧いただきたいと思います。開館時間延長の実施内容についてでございます。開館時間の延長の内容につきましては、土曜日の開館時間を3時間延長し、月曜日から金曜日と同様に、午前9時から午後8時までとさせていただきたいと考えております。

下の表でございますけれども、「開館日及び開館時間の比較」ということで、現行と改正後を比較してございます。みなと図書館から三田、麻布、赤坂、高輪、港南、こちらにつきましては土曜日が3時間延長されるということになります。なお、高輪図書館分室につきましては、既に土曜日午後8時まで開館しているということもございますので変更はございません。

なお、下の「参考」という表でございますけれども、こちらは連携施設といいまして、図書館ではございませんが、図書館システムを導入しており、図書館の資料の貸出し・返却、あるいは予約をすることができるという施設でございます。現在、男女平等参画センター(リーブラ)の図書資料室、台場区民センターの図書室、青山生涯学習館の図書室の3か所あり、こちらの開館時間を参考に記載させていただいております。

続きまして、3ページをご覧ください。「実施体制」ということでお話しをさせていただきたいと 思います。

みなと図書館は、基本的に直営による運営を行っておりますが、一部窓口の業務委託を実施して

おります。そうした状況を踏まえ、職員の勤務時間の割振り及び業務委託の内容の見直しということで対応をさせていただきたいと考えております。

みなと図書館以外の図書館は、指定管理者制度という民間事業者による運営体制でございます。 こちらは管理運営に関する協定を結んでいるのですが、この協定の変更により対応させていきたい と考えております。

- (3)「実施時期」でございます。平成28年12月から実施させていただきたいと考えております。理由は、12月から3月は受験や卒業のシーズンということで、学習や資料の閲覧などの図書館の利用機会の増加が見込まれるという状況もございまして、区民サービスの向上を図る観点で、この時期から開館時間の延長をさせていただきたいと考えてございます。
- (4)「事業費(見込み)」でございますけれども、平成28年12月から3月の4カ月分、新たに生じる経費につきましては、現在の経費のほかに、新たに760万円の経費が生じると見込んでおります。土曜日の開館時間延長に伴う経費の増加見込み額は、年間2,200万円でございます。内訳としましては記載のとおりでございます。

なお、3の「今後のスケジュール(予定)」でございますが、平成28年8月2日に庁議に諮らせていただきまして、9月の中旬の第3回港区議会定例会で港区立図書館条例の改正、そして補正予算を提案させていただきたいと考えております。議決をいただいた後、広報みなと、区のホームページ、図書館ホームページへの掲載、あるいは館内ポスター等を活用して、周知を図り、12月1日から全区立図書館において開館時間の延長を実施する予定でございます。12月3日が開館時間延長開始後の最初の土曜日ということになります。

甚だ簡単でございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いたします。

- **〇小島委員長** ただいまの図書館の開館時間延長についてご説明いただきましたが、何か質問ございますか。
- ○澤委員 今、説明もらいましたように、参考資料2「各区の区立図書館の閉館時間(中央館)について」で、土曜日が17時閉館と、港区が一番早いということです。利用される方々の便宜を図って、今回、20時まで延長するということは非常に結構なことだと思います。この参考資料1で、魅力的な施設になるためにはということで、1,390件の色々な回答をいただいて、この中で開館時間の延長を希望しているのは、10.4%でした。10.4%というのは約1割ですね。
- **○図書・文化財課長** アンケートの中で、もっと魅力的な施設になるためにはどういうサービスを していけばよろしいかという設問に対しての回答ということで、1,390人のうちの10.4% の方からのご意見ということになります。
- **〇澤委員** この開館時間を延長するという希望に対して応えようということですね。他にも「新刊本や週刊誌などをいち早く読むことができるサービス」、31.7%とありますが、これどういう意味ですか。本が出たらすぐ購入してほしいということなのですか。
- **〇図書・文化財課長** 内容としては、新刊本や週刊誌などを出たらすぐに読みたいというご意見と

いうことになります。

- ○澤委員 今はかなり遅いということですか。
- **〇図書・文化財課長** 何カ月もかかるということではありませんが、資料の購入に当たりましては、 選書という作業をして、その後、購入の手続をいたしますので、一定の時間を頂戴させていただい ているような状況です。
- ○澤委員 その一定の時間というのは、具体的にはどのくらいなのですか。
- **○図書・文化財課長** 概ね2週間から3週間程度はかかっていると考えております。
- ○澤委員 利用者からすると、2週間は遅過ぎるという意味ですか。
- **〇図書・文化財課長** なるべく早くというご希望が寄せられているのは事実でございます。
- **〇小島委員長** 週刊誌等は、この本を購入すると決まっているのではないのですか。毎回選書という作業をして決めるのですか。
- **〇図書・文化財課長** 週刊誌については、購入することが計画的に決まっておりますので、すぐに 読める状況でございます。
- ○澤委員 特に新刊本等ですね。
- **〇小島委員長** ほかに何かご質問ございますか。図書館の開館時間の延長ということで、利用者に とってはうれしいことですので、よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第50号については原案どおり可決ということでご異議ございませんか。

(異議なし)

〇小島委員長 それでは、ご異議がないようですので、議案第50号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

続きまして、議案第51号「港区立幼稚園教育職員の人事について」であります。この議案につきましては、人事に関する案件のため非公開としたいと思います。

またこの後に続きます日程第2、協議事項の3「平成28年度港区指定文化財の諮問について」ですが、この案件につきましては、今後、諮問を受けて、港区文化財保護審議会で指定についての審議がされます。現段階では指定されることが確定しているものではありませんので、公になることが、まだ確定していない情報が確定した情報と誤解されるといった混乱を生じさせる可能性があるため非公開としたいと思います。

なお審議会の答申を受けて文化財の指定をする場合は、改めて教育委員会に付議され、その際は 公開で審議する予定です。

以上2件を非公開とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

〇小島委員長 ご異議がないようですので、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成28年度第2回港区議会定例会の質問について
- **〇小島委員長** それでは公開のもと、続きまして日程第3、教育長報告事項に入ります。

まず初めに「平成28年度第2回港区議会定例会の質問について」、ご説明願います。

○庶務課長 それでは、平成28年度第2回港区議会定例会の教育委員会に対します質問について、 ご報告いたします。 資料ナンバー2でございます。

区議会定例会は7月13日に召集され、13、14日に行われました本会議で各会派から代表及 び一般質問がございました。

教育長に対しましては、資料にあるとおり、代表質問3名、一般質問2名から、ご覧のとおりの項目で行われてございます。

それでは一部ではございますが、2ページ以降で主だったものを紹介させていただきます。

初めに自民党議員団、土屋議員でございます。

オリンピック・パラリンピック教育について大使館とどう連携していくのかというご質問でございます。それに対しては、港区は80カ国もの大使館があるので、これを強みとして子どもたちが大使館にお邪魔したり、逆に大使館の方を学校にお招きしたりして、国際感覚を醸成していくと答弁してございます。

次に3ページ、先程ご審議いただきました国際学級についてご質問がございました。

これについては、他の小学校での早期開設、中学校での新たな取り組みということで答弁をして ございます。

また芝浦小学校の児童の増加対策についてのご質問がございました。

「みなとパーク芝浦」の芝生広場に新しい学校を設置するということで、検討委員会を設置しまして、地域の方等から色々なご意見を伺って進めてまいりますと答弁してございます。

4ページ、公明党議員団の丸山議員でございます。

こちらは、最近話題となっております食品ロスを意識した教育ということでのご質問です。

学校では食材をバランスよくとって食べ残しをしない。また、食品は多くの人の苦労、努力に支えられているという指導をしておりますということで答弁をしてございます。

5ページになりますが、やはり国際学級についてのご質問があり、先程の土屋議員と同様の答弁 をいたしました。

続きまして7ページ、共産党議員団のいのくま議員でございます。

就学援助に関連しまして、新入学の学用品・通学用品費の支給時期を早めたらどうかという質問でございます。これについては、速やかにできるよう検討、改善に向けて検討していると答弁してございます。

8ページ、一般質問で自民党議員団、黒崎議員です。

こちらは、スポーツによる地域振興、文化の醸成という質問でございます。これについてはオリンピック・パラリンピックを好機と捉えまして、事前キャンプの誘致などに取り組んでおり、さま

ざまなスポーツ施策を推進していくと答弁してございます。

最後に、みなと政策会議の榎本あゆみ議員からも、やはり芝浦の新設校の質問がございました。 これについては、スポーツセンター、また芝浦公園を利用させていただきたいと考えてございま して、当然ながら関係団体、芝浦公園ワークショップの方、地域の皆さんのご意見を伺って進めて いくと答弁してございます。

簡単ですが、説明は以上です。

〇小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問はございますか。

この「セーフティプロモーションスクール」というのは、簡単に言うとどういうスクールになるのでしょうか。

- **〇指導室長** こちらは、大阪の池田小学校の事件等を踏まえて、学校安全に関し、一定の基準を持って、避難訓練や安全対策を行っている学校に対して、国が認定し指定する制度です。ただ、全国ではまだ私立も含め4校ほどしか指定がなく、港区としては、こういう指定を受けずとも十分な安全対策をしておりますが、今後もしっかりと調査研究していくという内容で教育長にご答弁していただきました。
- **〇小島委員長** 何かご質問はございますか。

それでは、この案件はこの程度とさせていただきます。

3 港区スポーツ推進委員の委嘱について

- **〇小島委員長** 次に、「港区スポーツ推進委員の委嘱について」、ご説明願います。
- **〇生涯学習推進課長** それでは、教育委員会資料ナンバー4をご覧ください。教育委員会では地域のスポーツの振興を図るために、スポーツの基本法に基づきまして、スポーツ推進委員を委嘱しております。身分は非常勤職員で任期は2年間。職務としては主にスポーツの推進のための事業の実施、連絡調整、実技の指導、行事への協力等、地域スポーツ教室等に協力的にかかわっていただいているという状況です。推薦の手続としましては、中学校区域ごとに、青少年対策地区委員会からご推薦をいただいております。

平成28年と29年の委員について、7月1日付で24名を既に委嘱しておりましたが、このたび推薦依頼中だった赤坂地区から、内田教彦さんをご推薦いただきました。名簿のナンバー20に「追加」と書いてございますが、8月1日付で港区スポーツ推進委員として委嘱させていただきたいと思いますのでご報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。よろしいですか。それでは、この案件はこの程度とします。

4 平成28年度港区学力調査結果について

○小島委員長 続きまして「平成28年度港区学力調査結果について」、ご説明願います。

〇指導室長 では、港区学力調査の分析について教育委員会資料ナンバー5でご説明いたします。

まずこの港区の学力調査でございますが、平成16年度から実施しているもので、業者に委託を して区独自でやっている調査でございます。学力調査はこのほかに、中学校3年と小学校6年生が 調査対象となっている全国学力・学習状況調査。そして、中学校2年生と小学校5年生を対象とす る、東京都の学力向上を図るための調査がございます。

今回行う調査ですけれども、小学校2年生から中学校3年生までの学習状況を確認し、学力向上を目指した指導方法の改善、充実に生かすための資料を得るということが一番の目的になります。この区の学力調査を基に、小学校2年から中学校3年まで、それぞれの学年に応じた各教科の授業の改善推進プランを作成し、学校が組織的に授業改善に取り組むためのものでございます。なお、指導主事が学校を訪問し、授業改善推進プランに基づく授業方法の工夫改善が見られているか等を観察し、指導助言をしているものでございます。

もう少し実施内容について詳しく申し上げます。小学校の2年生と3年生については国語と算数のみ。小学校4年生から中学校1年生までは、国語、社会、理科、算数、中学校においては数学の4教科。中学校2年生、3年生はその4教科に英語を加えての5教科で実施します。今年度の実施日ですが、小学校は4月27日と28日、中学校は4月28日でございます。

資料ナンバー5の一覧表をご覧ください。それぞれに目標値、全国平均正答率、区平均正答率という形で数字が出てございます。

まず目標値ですけれども、こちらについては学習指導要領に示された内容について、標準的な時間をかけて学んだ場合にはおそらくこのぐらいの数字が出るだろうという、業者が一定の基準で割り出した数値となります。

正答率ですが、これはその設問に正答した児童・生徒の割合ということで、平均点と考えてよろ しいかと思います。

そして5段目に三角マーク等の記号がついておりますけれども、これは、赤い三角印が区の平均 正答率が目標値よりも10点以上高い場合、白抜きの赤三角印が区の平均正答率が目標値よりも5 点以上高い場合、そして、≒マークでございますけれども、こちらが区の平均正答率が目標値とほ ぼ同じ程度というもので、一覧で見やすいようにしたものでございます。

なお目標値から見た結果ですが、まず小学校からご覧いただきますと、赤い三角と白抜きの三角がほとんどでございます。特に算数については小学校4、5、6年生において、目標値より10点以上上回っているという状況です。ただ、港区の小学生の4教科をご覧いただきますと、理科については目標値とほぼ同程度の状況で、赤い三角と白い三角がついておりません。また国語と算数の方が社会、理科よりも全国平均正答率を上回っているという傾向も見られます。

2ページ、中学校でございますけども、こちらも同様でございます。理科については、小学校と同様の傾向が見られ、区の平均正答率が目標値とほぼ同程度ということでございます。英語については目標値を10点以上上回っている状況。そして国語、数学、英語については、学年が進行するほど目標値、全国平均正答率を上回る数値が大きくなっているという状況です。要するに中学校入

学後、2年、3年と続けていくと指導改善が進んで、子どもたちが順調に力をつけてきているということの、一つのあらわれと解釈することができると思います。

いずれにしましても、これは、個別の学校の課題に照らしまして各学校が分析もいたしますし、 問題ごとの傾向、その正答率の傾向等も学校が把握をして、授業改善に生かすということになりま す。

なお、問題のあった点や、区の全体の傾向、例えば平均正答率が非常に低かった問題等、具体的 に問題をお示ししながら、別の機会にご説明させていただければと思っております。

報告は以上でございます。

- **〇小島委員長** 基礎的な学力を見る問題と応用能力を見る問題と、これは両方入っているのですか。 **〇指導室長** そうでございます。
- **〇小島委員長** 成績としては目標値よりもずっと高いので安心しているのですが、理科は毎回課題になっています。この課題になってからもう何年もたっているにもかかわらず、何で理科はずっとこうなのですかね。
- **〇指導室長** さまざまな取り組みをしているのですが、理由として、理科の場合は実験や観察がありますので、そこと密接につながっていないことがあるというのが、まず一つ挙げられるかと思います。 理科指導員、サイエンス・アシスタント等をつけていて実験観察等も充実させているのですが、理科に十分な時間をかけられないということも現状としてあるかと思います。

いずれにいたしましても、今、委員長ご指摘のように、さまざまな施策を進めておりますので、 そういう中で結果としてあらわれている部分に、指導室としても指導・助言をしていきたいと考え ております。

〇小島委員長 小学校の国語と算数、それから中学の英語がほぼ赤三角で、一生懸命英語をやっている成果が出て率直にうれしいですね。

ほかに何かご質問ございますか。

- **○澤委員** 全国平均正答率というのはどういう意味ですか。
- **〇指導室長** 先程申し上げたように、こちらは業者に委託をしておりますが、この業者が実施する 調査は、全国的にかなりのシェアがありますので、実施する他の県から出てくる平均の正答率とい うことでございます。
- **〇澤委員** その業者が港区以外の色々な地方自治体の学校の依頼を受けてやっていて、それらの平均をとるとこの値になるというわけですね。
- **〇小島委員長** ほかに何かご質問ございますか。それでは、よろしいですか。
 - 5 生涯学習推進課の8月事業予定について
 - 6 図書館・郷土資料館の8月行事予定について
 - 7 8月指導室事業予定について
- ○小島委員長 次に、「生涯学習推進課の8月事業予定について」「図書館・郷土資料館の8月行事

予定について」「8月指導室事業予定について」、この3件については定例報告ですので、配布の資料のとおりです。各案件について、特に何かご説明・ご質問はございますか。よろしいですか。 (なし)

- **〇小島委員長** 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、何かございますか。
- **○庶務課長** 特にございません。

「閉会」

〇小島委員長 分かりました。なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回定例会は、8月4日木曜日、午前10時からの開催予定です。皆さん、よろしくお願いいた します。

(午後0時15分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教育委員会教育長 小池 眞喜夫